

令和 7 年度越境 E C 参入支援事業業務委託 仕様書

1. 業務名

令和 7 年度越境 E C 参入支援事業業務委託

2. 目的

コロナ禍において市場が急拡大した国際的な電子商取引（越境 E C）は、今後も世界的な市場の成長が見込まれており、企業の関心も引き続き高い。その一方で、多くの企業は、優れた技術・商品を持ちながらも、海外消費者への訴求の難しさや専門知識の不足などの課題を抱えている。

そこで、県内企業において越境 E C を活用した海外への販路拡大をさらに進めるため、意欲のある企業を対象に、海外輸出や販売促進に関するセミナーの実施および越境 E C 専門家による出品代行支援等を実施し、越境 E C を活用した本格販売につなげる。

（※）インターネットを通じた、国際的な電子商取引で、企業が自社の商品を自社サイトや E C モールなどを通じて、海外の消費者に販売すること。E C とは” electronic commerce ”（エレクトロニックコマース=電子商取引）の略称。

3. 委託期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

4. 業務概要

- （１） セミナーの開催
- （２） 出品事業者の募集・選定
- （３） 個別相談の実施
- （４） 海外で閲覧できる越境 E C モールにおいて県産品販売及び管理運営
- （５） 越境 E C モール出品後の伴走支援（プロモーションを含む）
- （６） コミュニティの場の形成及び運営

5. 業務内容

- （１） 輸出初心者に向けた海外輸出セミナーの配信

これから輸出を始める県内事業者（輸出初心者）に向けて、輸出に向けた取り組みの進め方や成功のためのポイント、海外輸出に向けた手続きや注意点等についてのオンデマンド方式のセミナーを配信すること。あわせて、越境 E C 事業の概要や出品に向けた手続き等の説明も行うこととする。

※希望者が一定期間視聴できるようにすること。

(2) 出品事業者の募集・選定

本事業への出品事業者を募集すること（本事業の募集チラシのデザインデータ作成および申込用フォームを作成・運用）。出品事業者の出品意欲や商品の有望性を総合的に考慮し、選定すること。なお、選定方法については、本業務の開始後に、公益財団法人 奈良県地域産業振興センター（以下「当センター」という。）と受託者が協議を行い、当センターの承認を得た上で決定すること。

※参加にあたり、出品事業者より出品事業者負担金 100,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を徴収するものとし、選定後に参加を取り消した場合でも当該負担金は返金しない旨を、募集時にあらかじめ案内すること。

※負担金の詳細は「7. 出品事業者負担金」を参照のこと。

(3) 個別相談の実施

出品事業者に対し、商品選定や越境EC参入に関する個別相談を訪問またはオンラインで2回程度実施すること。

(4) 海外で閲覧できる越境ECモールにおいて県産品販売及び管理運営

ア 海外で閲覧できる越境ECモールにおいて、出品事業者が製造する商品を販売すること。出品商品数は、出品事業者1者あたり原則5商品程度を上限とすること。ただし、色違い・柄違い・サイズ違い等は1商品とすること。

イ 出品商品の登録、商品頁の作成（英語翻訳含む）、ラベル作成、国内から海外への輸送等輸出に関する手続き、注文受付、配送、海外カスタマーからの問合せ対応等に関する業務は全て受託者が行い、費用は委託料の中から捻出することとする。ただし、国内配送費は出品事業者が負担すること。

(5) 販売促進セミナーの開催

市場状況に応じた効果的な販売促進、データ分析、英語翻訳などに関する実践的ノウハウを学べるセミナーを開催すること。ハイブリット方式（対面およびオンライン）で開催すること。

(6) アカウント作成に関するセミナー開催

ア 越境ECモールの出品アカウント作成についてのセミナーを開催すること。海外PL保険に関する説明を実施すること（加入の有無は各出品事業者の判断による）。

イ 本セミナーでは、出品アカウントの作成方法を中心に、決済システムのアカウント作成・連携、商品データの作成・登録、出品手続きなど、出品に関わるその他の手続きについても扱うこととする。

(7) 越境ECモール出品後の伴走支援

販売期間中は、出品事業者に対して、出品商品に関するアドバイスや質問対応等を適宜行うこと。月1回程度、各出品事業者に対して質問がないか確認すること。

出品事業者からの求め、または販売状況等に応じて、適宜、商品頁の更新を行

うこと。その際、適切なアドバイスをを行うよう努めること。

アカウント作成後は、出品事業者が個別に作成したアカウントに出品する商品についても、受注から商品発送までのフォロー、海外カスタマーからの問合せ対応、販売促進のための支援、英語翻訳などを、出品事業者の状況や相談内容等に応じて柔軟に支援すること。

(8) 販売促進に繋がるプロモーションの実施

販売促進に繋がる効果的なプロモーションを行うこと。プロモーションの内容、実施時期、その目的について、迅速に出品事業者へ伝えるよう努めること。

(9) コミュニティの場の形成及び運営

ア 越境ECを活用する出品事業者の交流、越境EC活用における悩み相談、各々が培ってきた経験やノウハウの情報交換等を行うことを目的として、SNS等のオンライン上で、出品事業者や講師等が参加するコミュニティの場を形成し、運営すること。

イ 出品事業者の自主的なコミュニケーションを活性化させる場とすること。

ウ コミュニティの場の形成における諸経費は、受託者において負担すること。

(10) 補足的業務

上記(1)～(9)に係る内容をより効果的に行うために理事長が必要と認める業務を行うこと。

6. 支援事業者数

5者程度

7. 出品事業者負担金

出品事業者から負担金を徴収し、その全額を本事業に要する経費に充当すること。負担額は、1事業者あたり100,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)とし、事業費の計上においては、(別紙1)【見積書記載例】を参考にすること。

なお、出品事業者数は5者程度を想定しているが、実際の募集状況により増減する可能性がある。出品事業者数が見積時に想定した出品事業者数に満たない場合には、不足する出品事業者1者につき100,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)を事業費から減額するものとする。

8. 対象国

海外(ただし、米国は必須とする。)

9. スケジュール(予定)

以下のとおりとする。なお、詳細日程は当センターと協議のうえ決定する。

- 7月 受託事業者決定
- 8月 輸出初心者に向けた海外輸出セミナー配信
- 9月～10月 出品事業者決定、出品、販売促進セミナー開催、アカウント作成セミナー開催
- 2月 業務完了報告書の提出

10. 運営体制の整備及び責任者の配置

- (1) 本業務を円滑に実施できる人員体制を整備すること。
- (2) 本業務に係る責任者及び当センターとの連絡・調整のための担当者を配置すること。
- (3) 責任者及び担当者について、本業務に係る委託契約の締結の際、書面にて当センターに提出すること。

11. 再委託の可否

- (1) 受託者は委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行うため、あらかじめ当センターと協議の上、必要と認められたときは、主要な部分を除いて業務の一部を他者に再委託することができる。
- (2) (1)により再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方（相手方の名称、代表者氏名、住所、連絡先）、再委託する業務の内容、再委託を行う理由、再委託の相手方を選定した理由、再委託契約（予定）金額、その他必要と認められる事項について記載した書面を当センターに提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- (3) 再委託の範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。また、再委託に該当するか否かについて疑義がある場合には、事前に当センターに確認すること。

12. 報告書の作成及び提出

- (1) 販売実績等の報告について

セミナーや個別相談等に関するフィードバックの記録（資料一式、質疑応答の内容等を含む）を整理し、適宜当センターまで提出すること。

また、実績（売上総額、売上内訳（出品事業者名・商品名含む）、販売先等、データ分析等）について報告書を作成し、翌月 20 日までに当センターへ提出すること。最終月に関しては、期間終了後速やかに報告を行うこと。販売価格については、モール手数料、送料等の内訳がわかるよう努めること。

報告書には、業種や企業ごとの課題や、その課題に対して有効と考えられる支援方針などを整理し、今後の事業実施や改善に役立つ内容となるよう努めること。

なお、出品事業者が個別に作成したアカウントにおける販売実績（売上総額、

売上内訳（出品事業者名・商品名含む）、販売先等）については、月1回、各出品事業者ヒアリングを実施し、当センターに報告すること。

あわせて、各出品事業者に対しても、当該事業者の実績、データ分析等について適宜フィードバックを行うこと。

報告は日本語で行い、通貨は円で報告すること。

（2） 業務完了報告について

委託業務完了後、完了した日から起算して14日を経過した日又は契約期間の終了の日までのいずれかの早い日までに、「業務完了報告書」及び「収支報告書」を作成し、当センターの検査を受けること。

（3） 当センターは、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し又は報告を求めることができる。

13. 守秘義務及び個人情報の取扱い

- （1） 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- （2） 本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、（別紙2）「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- （3） 再委託範囲に個人情報の取り扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保しなければならない。

14. 委託料の支払

委託料の支払いは、原則として、事業終了後に当センターが行う検査に合格してからとなる。ただし、受託者からの請求に基づき当センターが必要と認めるときはこの限りではない。

15. 暴力団排除に係る解除

委託者は、受託者が別紙の（別紙3）【暴力団排除に係る解除について】のいずれかに該当するときは、委託契約を解除することができる。

16. 著作権の取扱い

- （1） 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、当センターに帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利保留分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、当センターは、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。
- （2） 成果品は、当センターが二次使用（印刷物の制作、ホームページへの掲載等）でき

るものとする。

- (3) 成果品に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行う。
- (4) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。

17. その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、公益財団法人奈良県地域産業振興センター会計規程その他関係法令を順守すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、当センターと十分に協議の上進めること。
- (3) 本業務は、支援対象者となる企業の成長を目指すだけのものではなく、本県の地域課題解決や地域の活性化に繋がるものであるという認識を十分に持った上で、公平性、透明性を確保し業務に当たること。
- (4) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、契約や支払いに関する書類を業務完了年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、その都度、当センターと受託者との間で協議のうえ決定すること。

(別紙1)

【見積書記載例】

令和 年 月 日

公益財団法人 奈良県地域産業振興センター理事長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名



金 ●, ●●●, ●●● 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)

委託業務名 「令和7年度越境EC参入支援事業業務委託」

下記の通り見積します。

【内訳】

項 目	数量	単位 (人日、回等)	単価	金額(円)	備 考
1. セミナー実施費					
〇〇				〇〇	
2. 出品事業者募集・選定費					
〇〇				〇〇	
3. 個別相談対応費					
〇〇				〇〇	
4. 越境ECモール運営費					
〇〇				〇〇	
5. 伴走支援費					
〇〇				〇〇	
6. プロモーション費					
〇〇				〇〇	
7. コミュニティ運営費					
〇〇				〇〇	
8. その他諸経費					
〇〇				〇〇	
小計				〇〇	
消費税 (10%)				〇〇	
出品事業者の負担額 (税込み)				▲〇〇	
事業費 合計				〇〇	

※ 見積書の内訳は、必要に応じて適宜変更すること。

※ 事業に要する経費から、出品事業者の負担額を減額した金額を事業費とすること。

(例) 事業費を345万円(税込み)、負担額を10万円(税込み)、出品事業者数を5者とする場合

事業費345万円、出品者の負担額は50万円(10万円×5者)となり、全体業務にかかる事業費は、295万円(税込み)(345万円－50万円)となる。

(別紙2)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受託者は、委託者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 受託者は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 受託者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があること、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（資料等の返還等）

第 9 受託者は、この契約による事務を処理するために、委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

（取扱状況についての指示等）

第 10 委託者は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、受託者に対して、必要な指示を行い、報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、受託者は、拒んではならない。

（事故発生時における報告）

第 11 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

（損害賠償等）

第 12 受託者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、委託者又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(別紙3)

暴力団排除に係る解除について

委託者は、受託者が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が第1号から第5号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) この契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(第6号に該当する場合を除く。)において、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(8) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を委託者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。